

2024年9月13日

須増 伸子

須増議員

20番日本共産党の須増伸子です。先日、わが日本共産党も参加する民主県政をつくるみんなの会から、県知事選挙に小坂昇さんが立候補する意向を表明しました。県知事選挙において県民本位の県政を掲げ、県政刷新を目指します。知事との一騎打ちの闘いになると思いますので、正々堂々政策論戦を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは早速質問に移りたいと思います。

1. 物価高騰対策について

須増議員

医療・介護・福祉施設への物価高騰対策について伺います。

今年実施された診療報酬や介護報酬改定では、「実質マイナスではないか」と日本病院会会長が診療報酬について説明するなど、物価高騰に見合わない低水準であったために、賃金カットを行う現場もあり、加えて人手不足も加速し、深刻な経営困難にあえいでいます。国に対し抜本的な診療報酬や介護報酬の見直しを求めることが必要と考えますが、知事の認識をお聞かせください。

さらに、物価高騰対策の補助金について今年度は具体的に議論されていません。今年度は、主食のコメの価格上昇など食材費の高騰で物価高騰がさらに進んでおり、医療・介護・福祉施設では更なる打撃を受けています。ぜひ、昨年以上の物価高騰対策の支援が必要と考えますが、併せて知事のお考えをお示しください。

「スーパーに米がない」「米屋も手に入らない」。いま、主食の米が在庫不足に陥り、店先から消え、流通業者や消費者に深刻な混乱と不安を広げています。

国は、子ども食堂などに提供している政府備蓄米の無償交付について、申請窓口を都道府県ごとに拡大し通年の申請が可能とし利用しやすくしました。

しかし、経済的な理由などで栄養を十分確保できていない子どもたちへの支援は十分とは言えません。県としても学校給食費の保護者負担軽減のため米高騰分の支援を実施すべきと考えますが教育長のお考えをお示しください。

米の収穫は、気象条件による生産の増減や、社会情勢、経済情勢の変化により需要と供給にギャップが生まれるのは避けられません。

国が米の需給と価格安定に責任を持ち、多少の不作や需要増でも不足しないようゆとりをもって生産量や備蓄を確保する。豊作などで供給が上回った場合には国が買い

上げ備蓄に回すこと。農業者が安定した生産を続けられる条件整備のために、農産物の価格保障や農家の所得補償をおこなうこと。などを国へ要望すべきではないでしょうか。農林水産部長にうかがいます。

知事

日本共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

物価高騰対策についてのご質問であります。

診療報酬等の見直し等についてであります。報酬改定は、国において、様々な事項を総合的に考慮しながら、適切に決定されるものであり、県として抜本的な見直しを求めることは考えておりません。

一方で、近年の急激な物価高騰により、医療機関等の経営に大きな影響が生じた際には、これまで数度にわたり、国の交付金等を活用した支援を行ってきたところであり、引き続き、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

教育長

お答えいたします。

学校給食費についてであります。県立学校を含む給食実施校への精米供給価格は、年度末または新米切り替えとなる 11 月頃まで据え置かれているため、現段階では米価高騰分の影響は受けておりません。

今後、価格変動が見込まれる場合の保護者負担軽減策については、学校の設置者において適切に判断されるべきものであることから、市町村に対する支援を行うことは考えておりませんが、県立学校については、必要に応じて対応を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

農林水産部長

お答えいたします。

米の需給安定等に向けた国への要望についてであります。現在、国では、食料・農業・農村基本法の改正を受け、食料の安定供給や合理的な価格形成などに向けた検討が行われているところであり、県では、全国知事会を通じて、備蓄制度も含めた水田農業施策の見直しや米の需給と価格の安定化対策などを国に要望しているところであります。

引き続き、国の動向を注視するとともに、必要な要望を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

診療報酬・介護報酬なんですけれども、今年の診療報酬改定で医療報酬が、0.88%引き上がっています。インフレが2.4%ですので実質1.62%マイナス改定という、まあ1.62という数字が衝撃的に報道もされました。診療報酬でしか収入が得られない医療や介護の現場では、これだけ物価が上がって賃金が上がろうという時に、賃金すら下げないといけないくらい深刻なんだ、と。そのことがどれだけ大変か、と思うんですけれども知事、この辺の認識どのように感じておられますか。

知事

価格を決めるということになります。これは資本主義でやっている日本の中では、珍しい固定価格ということでございます、これはお米の値段も同じですけれども、上がると作る人は嬉しいけれど食べる人にとっては厳しい。下がるとその逆、ということでありまして、それぞれの値段については、いろいろな立場からの見方がありますし、それぞれ色々なことに影響がありますので、厚労省の国の方で色々なことを考えて悩みに悩んでその数字にした、ということでございます。それぞれの考え方があろうかと思えます。

須増議員

今、自民党の総裁選で、加藤元厚労大臣が、決意表明の中に、やっぱり診療報酬介護報酬引き上げて、この分野の賃上げが欠かせないと決意表明されていましたが、やっぱり大臣されていた方でもそういう風を感じておられるんだなと思ったんですけれども、それでも県から求めることは出来ませんか？

知事

これは国で決めることでありますので、国のよって適切に決めていただければと思います。

2. 気候変動対策について

須増議員

次に気候変動対策について伺います。海洋生物によって大気中の二酸化炭素が取り込まれ、海域で貯留された炭素のことをブルーカーボンと呼びます。ブルーカーボンを作り出す海洋植物から構成される生態系はブルーカーボン生態系と呼ばれます。

CO2 吸収能力は極めて高く、人為起源の CO2 排出量の約 30%を吸収するとされ、グリーンカーボンの約 3 倍の CO2 吸収能力があります。

またブルーカーボンは浅海底の泥の中に貯留されますが、ここは無酸素状態であるため、バクテリアによる分解を受けず、数千年という長期間に渉って貯留されます。

この2つの特徴のために、脱炭素を目指す現代社会において、ブルーカーボンは優れたCO₂吸収源として注目を集めています。

このブルーカーボン生態系には藻場、干潟、マングローブ林などがあり、日本の沿岸では藻場が主要な生育地になります。

藻場は、そもそも、海中のいろいろな生物にとって産卵の場や隠れ場所を提供し、水の浄化や酸素の供給もしています。さらに、自分自身がアワビなどの貝類その他の海洋生物の餌にもなっています。つまり豊かな海や漁場の再生に欠かせないものとなっています。

本県でも、これまで、アマモ場再生活動として、日生町、邑久町、笠岡の漁協が消費者団体などと協力し再生活動を実施され、アマモ場面積も年々増えて1878haとなっています。

先日笠岡の白石島で20年アマモ再生の取り組みに尽力されてきた地元漁協の方にご案内をいただきました。アマモ場を再生するためには、種を採取し苗を育て移植する地道な作業が必要で、年によっては枯れてしまうこともあり、海ごみの回収といった毎年の手入れや監視が欠かせないとのことでした。また、アマモ場の適地は限られているともいわれました。このような活動を持続可能なものとして、拡大していくことが大切と考えます。

私は、アマモなどの藻場の再生に対し、豊かな漁場を確保していくことにとどまらず、ブルーカーボン生態系としての位置づけを明確にして、県としても取り組みを強化すべきと考えいくつか質問いたします。

・港湾脱炭素化推進計画について

山口県では、今年、徳山・下松港港湾脱炭素化推進計画を策定しています。徳山はコンビナートのある港湾ですので、「企業の国際競争力の維持・強化とカーボンニュートラルの実現の両立」に貢献するとして官民連携による効果的な利用促進をうたっています。その取り組みの中に干潟・藻場の造成が位置付けられています。そこでは、大島干潟という人工干潟を活用し、アサリやカキの育成に成功し、アマモやコアマモなどのブルーカーボン生態系の創出拡大にも成功しCO₂吸収量が拡大したことがJブルークレジット制度に認証されました。CO₂吸収量が認められて企業や団体から活動資金を得ることができます。ブルーカーボンクレジットの購入企業はほとんど地元の企業とのことでした。干潟を育てる会と漁協が協力し干潟の保全活動を行い、行政が申請などの活動支援をしています。稚貝の購入や被覆網の更新などに活動資金が充てられ継続性や活性化が図られているとのことでした。

本県においても、水島港港湾脱炭素化推進計画策定を進めていますが、その中でぜひ、ブルーカーボン生態系の維持・拡大、人工干潟造成などに取り組んでいくべきではないでしょうか。土木部長にお聞きします。

さらに、ブルーカーボンを活用したJブルークレジットの申請は全国で年間20件を超え、様々なプロジェクトが実施されています。本県でもブルーカーボンを活用し、産学官民が連携し気候変動対策へ向けた取組を行ってはいかがでしょうか。環境文化部長に伺います。

また、漁業者等によるアマモ場再生活動は、ブルーカーボン生態系の拡大にもつながると考えられますが、今後の取組みについて農林水産部長に伺います。

・ブルーインフラの拡大を

次に、国は、「命を育むみなのブルーインフラ拡大プロジェクト」と称し、ブルーインフラの保全・再生・創出に力を入れています。

前述した山口県周南市の大島干潟は、国の事業として人工干潟を造成しブルーカーボン生態系の創出に成功しています。

また、高知県の須崎港では、防波堤整備にともない、防波堤の陸地側のわずかな浅瀬を利用し、鉄鋼生産の副産物である「鉄鋼スラグ」をつかって藻場造成ユニットや人工砕石の塊を設置したところ、南方系ホンダワラ類やテングサ類が繁茂し様々な生物の生息が確認されたそうです。今後県が管理者として地元漁協等と協力しブルーカーボン生態系の維持に向けてJブルークレジットも視野に入れて取り組んでいく予定だそうです。

本県においても、人工干潟や県内にある防波堤での藻場造成の取り組みの可能性があるのでと感じます。国のプロジェクトについての認識とブルーインフラを取り入れた県港湾整備事業の現状と今後の取組みについて、土木部長に伺います。

土木部長

お答えいたします。

気候変動対策についてのご質問であります。

まず、水島港港湾脱炭素化推進計画についてであります。現在、国、倉敷市、関係企業とともに、計画策定に向けて検討を行っているところであります。

議員ご指摘の、ブルーカーボン生態系の維持・拡大や人工干潟造成を本計画に位置づけることについては、それらの対策による効果の大きさ等を踏まえて検討する必要があると考えております。

次に、国プロジェクトとの認識等についてであります。ブルーカーボン生態系を活用したCO₂吸収源の拡大は、港湾におけるカーボンニュートラルの実現に貢献するものと考えております。

県の港湾整備事業において、現在、ブルーインフラを取り入れた取組は行っておりませんが、国において浚渫土砂を有効活用した藻場・干潟造成の検討を行っており、県としても候補箇所の選定に協力しているところであります。

このため、今後、国で行っている取組を参考に、ブルーインフラを取り入れた港湾整備事業について研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

環境文化部長

お答えいたします。

ブルーカーボンのうち活用についてであります。ブルーカーボン生態系は、大気中のCO₂の吸収・固定のほか、水質保全や漁場環境の改善等、多面的価値を有するものと認識しております。

このため、気候変動対策としてのブルーカーボン生態系の機能等について周知を図るとともに、お話の事例の紹介等を通じて、多様な主体によるブルーカーボンの活用が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

農林水産部長

お答えいたします。

ブルーカーボンのうち生態系の拡大についてであります。藻場は、魚介類の産卵や稚魚の育成の場として重要な機能を有することから、県では、漁業者等と連携したアマモ場の再生に取り組み、藻場面積は増加傾向にあるなど、着実に成果を上げているところであります。

藻場の再生にはCO₂の吸収効果も期待されることから、引き続き、漁協や消費者団体、学校などとの協働による取組を促進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。まず脱炭素化推進計画水島港なんですけれども、かつて国の資料によると水島港の玉島ハーバーアイランド人口島の沖合に人工干潟を作る研究がされていたようなんですけれども、それについては可能性としてはないのでしょうか。

土木部長

水島港の玉島地区において計画がある人工干潟についてご質問がございました。そちらにつきましては、現在玉島ハーバーアイランドの南端部におきまして埋め立てのための土砂を運び込む船舶がですね、係留している場所というふうになっておりますことから、その作業が完了するまでは、人工干潟の造成工事に着手することは出来ないというふうに考えておまして、そのため現在その場所における具体的な実施予定等はございません。以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。ブルーカーボンの活用についてお答えいただいたんですけれども、ブルーカーボンクレジットという制度が今、Jブルークレジットというのがあります。これはやっぱり藻場の再生のための資金が調達できるということで、winwinの関係と言いますか、ブルーカーボンの拡大と、それから藻場の再生と言うことで、しか

も資金があるということの良い制度だと思っんですけども、これを県として斡旋していくという考えはお答えなかったんですけども、どう思っておられますか。

環境文化部長

再質問にお答えいたします。Jブルークレジットの仕組みについて県として活用してはどうかという再質問だと思います。おっしゃるように J ブルークレジットの仕組みについては、当然クレジットを購入する側にとっては社会貢献でありますとか、あるいはSDGSの企業PRといった形のメリットがあると。売却する方、実際に植え付ける方にとっては藻場等の再生拡大の資金面の一助になるという面では、メリットがあるということは理解しております。一方ですね、実際取組むにあたっては、まだなかなか藻場の吸収量を算定するためのいわゆる調査方法に関して、なかなか高度な技術を要する。例えば水中ドローン、空中ドローンであるとか、海底探査であるとか、そういったものにはかなりコストがかかるであるとか、申請にあたってはコストがかかるであるという課題もあるということでもありますとか、もう一つ、Jブルークレジットの仕組みについては、現時点では国内における温室効果ガスの排出量算定の今のところ対象になっていない、ということもあわせて、今国についてはその研究をされているということもありますので、そういった国の動向も踏まえながら活用方法、また周知については研究してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

須増議員

Jブルークレジットの活用に対してはぜひ前向きに検討いただきたいと要望をお伝えしたいと思っております。この項最後に、先ほど今後のブルーカーボン生態系の拡大については研究するという風におっしゃったんですけど、やはりここはしっかり取り組んでいただきたいという前提で、1つは現在県が既に設置して管理している防波堤などに、担当課と協力して藻場の再生のための取組の可能性というか適地の調査とか、そういう可能性とかもあると思っておりますし、実際にブルーインフラを行った後も担当課との協力も大変必要だと思っんですけども、その点について、研究の中にそこが入るのかわかりませんが、そこをどう考えるのか教えてください。

土木部長

再質問にお答えいたします。ブルーインフラを取り入れた港湾整備事業推進についてということかというふうに思っております。この先例ですね、これまで干潟を再生したり、防波堤で事業をしているところでも、基本的に我々の認識ではそれが主目的ではなくて、例えば浚渫土砂をどこかに持って行く、それと合わせて干潟を再生する、ということ。あるいは防波堤を強化をする、その強化をする際にそういう素材を使う、というようなことで基本的には行われているものというふうに認識しております。今現在で

すね、我々も当然浚渫土砂をやっておりますけれども、基本的には持って行く場所等も既に確保されていまして、まずはそこに持って行くということをやっている、現時点でそのようなですね、基本的にわれわれが港湾事業に合わせてそういうことをやるような事業というのが今のところない、ということなのでですね、先ほど研究というふうに申し上げましたが、そのような事業が出てきた段階ですね、ブルーインフラを取り入れた事業という視点も含めてですね、やっていくことを考えて行くのかなというふうに考えておられて、先ほど申し上げましたように、今のところ岡山県内では国の方ですね、少しそういう事業を考えているという話もございますので、我々としてはまずそちらの方しっかりと勉強しながら、今後について考えて行きたいというふうに考えております。また他部局との交流と言うことですけれども、当然こちらの方については自然再生と言いますか、そういうような観点が大きくなっている、先ほどご質問もされたように漁業者等のお話もあると思いますので、実際やっていくという段階になればですね、そのような部局とも必要に応じて連携等して行く、というふうに考えております。以上でございます。

3、ICT教育について

須増議員

一人一台端末によるICT教育がすすめられ、教育現場の様子もかわり、教育の在り方も大きな転換期にあるといえます。ICTの活用についてどうあるべきなのか質問します。

ICT教育先進国では、すでに成功例や失敗例があります。ICTを必要に応じて活用している国は、国際学力調査で上位の国々がある一方、ICTの活用を日常的に実施しているデンマーク・スウェーデン・オーストラリア・ニュージーランドなどで順位が下がっていることが注目されています。教育先進国と言われたフィンランドでは、現在、ICTの制限へ議論が進んでいるといわれています。また、アメリカの教育は、富裕層は対面での教育が行われ、貧困層ではオンラインでの個別最適学習が行われ、教育格差が進み問題となっています。「シリコンバレーの親は子どもをICTから遠ざける」といわれ、その理由に「デジタルデバイスは、想像力豊かな思考、動き、人間の相互作用、及び注意力の持続を阻害し、幼い子供達の教育には適さない」とされています。

以上のように、ICTの活用自体が目的となることがないように、慎重な議論が必要と感じますが、教育長のお考えをお示してください。

記憶と思考の学習は、タブレットよりもペンとノートで行うことが優れていることは多くの研究で明らかとなっています。脳の活性化についても紙と手書きのほうが優位であり、漢字の手書き習慣が高度な言語能力の発達に影響することなども明らかになっています。

特に小学生などでは、打つよりも書くことの重要性が指摘されています。この点に対して教育長のお考えをお示してください。

また、教師に対し、授業でのICT活用時間の調査がされていますが、量より質が大切です。子どもの成長・発達を1番に考え、教師が必要に応じ効果的にICTを活用した授業を行う事が必要と考えますが教育長のお考えをお示してください。

個別最適学習の導入が本県でも急速に進められています。

この個別最適な学びについては、「運用には民間教育産業に頼るしかない。データを人工知能が分析し次の課題が用意されていく。(学ぶ者)個人でなく、類型化された課題が強力な意味を持ち、教員が“窓口”にすぎなくなる」と危惧する声も上がっています。

教育現場のICT環境の整備自体は重要ですし、個々の子どもに合った学習をきちんと保障することも大切です。しかし、教科の学習はすべて、パソコンやタブレットを使って先端技術で「個別最適化」すればいいというのでは、問題があります。

集団での学びでは「型」からはずれたような発想をする子がいて、そこからみんなが学ぶことで、考えが深まるということがあります。「個別最適化」で効率よく学ぶだけでは学ぶ過程が平板になり、深みがありません。学びへのモチベーション(意欲)をどう引き出すかという視点もありません。やる気のある子はどんどん進むけれど、そうでない子はいくら「あなたに合った学習だ」と言われてもやる気にはならない。できる子だけがどんどん進み、格差が広がります。

中教審の答申は、「一人一人の子どもを主語にする学校教育」を目指すとし、個々の特性や学習進度、興味・関心などに応じた「個別最適な学び」を強調しました。同時に、それが「孤立した学び」に陥らないように、多様な他者と「協働」し他者を尊重する「協働的な学び」が重要で、異なる考えから学ぶことが大切であるとしています。個別最適な学びと協働的な学びの融合について教育長のお考えをお示してください。

教育長

お答えいたします。

ICT教育についてのご質問であります。

まず、考えについてであります。現時点でICTが学校教育へ与える影響の全てを予測することは難しいものの、県教委としては、ICT活用自体を目的とするのではなく、ICTの教育効果や配慮点を十分考慮しながら、教育活動における有効かつ適切な活用方を、引き続き、検討してまいりたいと存じます。

次に、書くことの重要性についてであります。子どもたちは紙とデジタルの両方を目的に応じて使い使えるようになることが重要であると認識しております。

小学校低学年では、身近なことや経験したことを表現する際に、教員は各機会を十分確保し、指導にあたっており、このような経験の蓄積を踏まえ、発達段階が上がるにつれ、自分の考えなどを表現する方法として、紙かデジタルかを、目的に応じて子どもたち自身が選択できるように、機会や環境を整えるよう努めているところであります。

次に、効果的な活用についてであります。ICT を活用することは、児童生徒が幅広い情報を集めたり、他者の意見を参考にしながら共同で学びを進めることが出来、教員は学習状況や理解度をその場で確認できるなどの利点があることから、各学校において、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことがないように、ICT の利点を最大限に活用した授業を進めていくことが大切であると考えております。

次に、個別最適な学びと共同的な学びの融合についてであります。ICT を活用して、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう教員がきめ細かな支援を行うとともに、集団の中で子が埋没してしまうことがないように、ひとりひとりのよい点や可能性を生かし、異なる考え方を組み合わせるなど、深い視点からの学びが生み出される授業づくりを進めることが大切であると考えております。以上でございます。

須増議員

ありがとうございました。教育長がおっしゃってくださったこと、私が申し上げたことを理解していただいているんだな、というふうにはお聞きしました。しっかりとICTの利点を生かしながら活用したいということについては、そう思っているんだな思ったわけです。指摘しましたように、ICTの活用の量よりも、やはりその質を上げていくということが何より大事というふうにも思うわけなんです。先日、教育委員会が発表された第4次県教育振興基本計画の骨子案が発表されました。その項目、主な指標の中で、端末を授業でほぼ毎日活用していると回答した生徒の割合が指標に入っています。これはほぼ毎日活用している、と限定しているために量的な追求になるのではないかと。教育長が先ほどおっしゃった、いろんな利点を生かしながら必要に応じて活用するという点とは矛盾するのではないかと感じますが、いかがですか。

教育長

再質問にお答えします。質と量の関係のことだと思いますが、教育委員会として、端末活用、1人1台端末の活用というものを進めている。そういう意味で量的な指標といえますか、そういったもので調査等も行っているというところは当然でございます。教育委員会としましてはですね、当然のことながら、ICTの効果的な活用ですので、単に使えば良いというのではなくて、効果的に、かつ、それをしっかり使うということを考えておまして、この指標における量的な部分につきましても、当然のことながら効果的な活用ということで現場の方も指導していますので、そういったところを引き続き進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

須増議員

効果的にとおっしゃるんだったら、端末を授業で活用して、よく理解できたという子

どもたちの回答というふうになるべき指標じゃないんですか。毎日使う、っていうことが、現場で調査をされてますけれども、実際に。少しでも減ったら教育委員会から現場で ICT 活用の数値が下がる事はあり得ないなんて突き返された学校があります。それくらい教育委員会と学校の間では ICT 活用に量を求めているんですよ。だからこの毎日活用しているじゃなくて毎日結果として活用することがあったとしてもですね、授業で活用してそれが理解できた、これによってよくわかった、と回答する生徒の数こそ指標にすべきではないですか。

教育長

再質問にお答えいたします。質と量のところで結果的にですね、子どもたちがわかった、という部分についても同時に聞き取りはしております。非常にわかりやすい部分も必要ですし、教育委員会としてはやはり端末活用というのはこれからしっかり進めていかなければいけない。最後の答弁の所でも私申し上げましたけれども、個別最適と共同的な学びを 35 人なり 40 人の生徒を相手にやる時にですね、これは ICT 活用というものが必須になってまいりますので、そういった面で ICT 活用しないでそういった学びを推進するということはですね、今後やはりなかなか考えにくい、というところで量的な部分も合わせて見ていきますし、当然その裏には質的な活用というところで指導もさせていただこうというふうを考えているところでございます。以上でございます。

須増議員

個別最適な学びというところで、これは県独自のテストも行って業者にデータが蓄積をされ、そしてそれに基づいて個別最適な宿題なども出されていたり、そういう活用がされています。やはり先生方が ICT の活用に熟達していくためには先生が正面からこのことを積み上げていかなければいけないわけです。そのための十分な時間も保証されているというふうにはなかなか思えませんし、業者任せっていうのも良くないと思うんですね。その点についてどうお感じですか。

教育長

ICT の活用で、個別最適な部分でですね、業者任せになっているんじゃないか、というところとか、先生がそれに対応するための時間が必要ではないか、というようなご質問かと思えますけれども、ICT 教材、特に 1 台端末を使った AI のような、そういった教材は、子どもたちの習熟度に応じてですね、できていけば次の問題を、できていなければさらに復習的な問題をという形で、非常にまあ子どもの習熟度に応じた学習をする上で効果的だと思っています。ただ子どもたちに、全てそれを任せておいてですね、AI 任せにするということについては、これは私は良くないと事だと思っております、県でも 1 人 1 台端末の活用の推進事業というものを数年前に実施をしております。その中

の 1 つのエビデンスとして、そういった教材を子ども任せにするのではなく、適宜に適切な時に教師が関わる、また課題の進捗状況を確認したり、さらには適切な時期にまた面談もするというところで、教師が関わっていくという要素がないとですね、学習効果はなかなか出ないというふうに私は認識をしております。実際その研究校ではですね、そういった関わりをしたことで、学習時間も延び、さらには学習の習得と言いますか、そういった面でも改善が見られているということで、やはり教師の関わりというのは大切だという風に考えております。以上でございます。

須増議員

教育長ありがとうございました。しっかり教師の専門性を生かした個別最適な学びについてお願いをいたします。次の質問に移ります。

4、妊娠・出産への支援について

須増議員

産科医療機関は、生まれてくる子どもの絶対数の減少、産科・産婦人科医師の減少、医師確保の困難など様々な苦境のなか、消極的に出産の現場から撤退する医療機関が後を絶ちません。子どもの数が減る中で、産科医療機関をどのように維持していくべきなのか保健医療部長のお考えをお示してください。

本県では分娩が出来る医療機関は令和5年度末時点で38か所。そのうち七割が岡山市と倉敷市に集中しています。18市町村は分娩することが出来る医療機関がありません。今後新見市は分娩対応の取り止めが予定されており、大きな空白が生まれることとなります。(地図参照)そのため、出産する際、住んでいる場所から遠く離れた医療機関で行う「遠距離出産」を余儀なくされています。そこで、遠距離出産を余儀なくされている妊婦の負担軽減のため、健診や出産時の「交通費や宿泊費の支援」ができないものでしょうか。知事のお考えをお示してください。

WHOが発表した新しい報告書によると、成人人口の約17.5%約6人に1人が不妊を経験しており、不妊症の有病率に地域間のばらつきがないことも示されました。さらに日本産婦人科学会によると、2022年の統計で9人に1人が体外受精で生まれたそうです。不妊治療は保険適応も認められ必要な医療となっていますが、地域に不妊症対応の医療機関や相談窓口が少ないことや、仕事を定期的に休まなくてはならないことなど、希望していてもアクセスをあきらめている人もあります。

現在、岡山県不妊専門相談センターは、岡大病院内で実施されていますが、せめて各医療圏ごとに設置を目指してはどうですか。また専門家等の育成のために不妊症・不育症ピアサポーター育成研修事業や不妊カウンセラーの育成事業などに県として取り組んではどうでしょうか。併せて保健医療部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

妊娠・出産への支援についてのご質問であります。

遠距離出産についてであります。県内で分娩を取り扱う施設が減少していることは、大変大きな課題であると認識しております。

妊産婦の移動に対する支援については、これまで市町村が主体となって、地域の実情を踏まえた取組を進めてきたところであります。県としても、先月設立した「おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会」を活用し、関係者の意見や県民のニーズを把握しながら、支援の在り方について検討を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健医療部長

お答えいたします。

まず、産科医療機関の維持についてであります。出生数が減少傾向にある中で産科医療機関を維持していくためには、健診と分娩機能の分化・連携や、助産師等へのタスクシフトを進めるなど、地域の医療資源を有効に活用することにより、持続可能な周産期医療提供体制の整備を図っていく必要があると考えております。

次に、岡山県不妊専門相談センター等についてであります。同センターでは、対面だけでなく、電話、メール、オンラインでの面談等、様々な方法で、また、土日にも対応しており、こうした柔軟な相談体制が相談者から求められているものと考えております。

現在、対面によらない相談が全体の約 8 割を占め、様々な理由により対面を希望しない方もおられること、また専門的知識を持つ人材を確保し、相談対応の質を保つ観点からも、医療圏ごとの設置までは考えておりませんが、引き続き、多様な相談機会の確保に努めてまいります。

また、不妊症・不育症ピアサポーターや不妊に係るカウンセラーの役割は重要であると考えております。それらの育成には最新の医学的知識等が必要であり、国の委託を受けた日本助産師会のほか、関連学会等が実施していることから、県では市町村や関係機関と連携しながら、研修回答の情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。知事お答えいただいた連絡協議会を設置していただいて、前向きに検討いただけるということで大変期待をしております。遠距離出産について少し考えをお聞きしたいんですけども、出産というのは先ほど部長も言われたんですけども、分娩までに毎月の検診があって、だんだん母親としての気持ちを醸成させていって、母親学級やパートナーと一緒にどういう分娩をするか、どういう子育てをするかという大切なやりとりがその間にあります。ですので、やはり分けて、分娩だけ合理的に

やるっていうわけにいかない、っていうことがあるんです。分娩する場所での信頼関係などもあります。そういう意味でやっぱり今までやってきた形を一定維持していただきたい、という思いで遠距離出産という支援が必要だと感じるのですがいかがでしょうか。

知事

遠距離出産になるのであれば、それに応じた支援が必要ではないか、という事ではないかと思いますが、全くその通りだと思います。自宅の近くに分娩できる産科があって、そこでずっと検診を受け、色々な教育というか準備をして、いざとなったらそこで分娩をする、これがたぶん理想なんだろうと思うのですけれども、色々な地理的な制約で、検診と分娩を分けなければいけないと。その場合にはどのようにうまく連携をするか、ということがとても大事だと思います。

須増議員

ぜひ、遠距離分娩よろしくをお願いします。

5、看護学生等の人材不足について

須増議員

では最後の質問に移ります。県内の看護学校の定員充足率は82%と近年急激に低下しています。定員の半数となっている学校や、すでに閉鎖した学校もあります。今後の医療体制にも影響をきたす問題と考えます。看護師等養成所運営事業補助金などの拡充が必要ではないでしょうか。保健医療部長のお考えをお示してください。

さらに、全国の看護学生に対する民間調査の結果を見ると、世帯経済状況では、半数が世帯年収380万円未満。また、コロナ禍以降(2022年から)、仕送りや小遣いなどの親からの援助の金額が大幅に減少し続けており、6割が親からの援助を受けていないと回答しています。7割の学生は奨学金を借りアルバイトをしなければ看護学校に通えない状況だそうです。

看護学生に対し、県独自に県内就職などを条件に給付型奨学金制度の創設を考えてはどうでしょうか。知事にお尋ねします。

また、このような実態は、看護学生に限ったものではありません。人材不足となっている社会的な基盤を支える介護職や保育士を目指す学生に対し、県独自の給付型奨学金制度の創設を考えられないか。他の自治体では財源にふるさと納税などの寄附を充てている自治体もあります。知事にお尋ねします。

知事

お答えいたします。

看護学生等の人材不足についてのご質問であります。

まず、給付型奨学金制度のうち看護学生についてであります。国の制度による授業料減免や給付型奨学金に加えて、県北を中心に市町村や病院による独自の奨学金制度が

充実してきております。

このため、県による新たな奨学金制度の創設は考えておりませんが、経済的理由により、就学の機会が失われることのないよう、こうした制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護職等を目指す学生についてであります。県では、介護職及び保育士の確保を目的に、養成施設の学生を対象とする修学資金の貸付制度をそれぞれ設けているところであります。

いずれも、卒業後、県内の施設で一定期間就労すれば返還を免除することとしており、新たな制度の創設は考えておりませんが、引き続き、こうした貸付制度をはじめとした人材確保にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健医療部長

お答えいたします。

看護師等養成所運営事業補助金についてであります。県では、専任教員等の人件費や教材費等の運営に必要な経費の助成を行い、将来の看護職員の確保を図っているところであります。

運営事業補助金の拡充までは考えておりませんが、今年度から、養成所の看護教員に向けた専門性の高い研修の受講料等を補助し、看護教育の質の向上を図ることとしており、学生にとってより魅力のある養成所となるよう、今後とも支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

看護学校の定員割れというのは本当に深刻で、岡山県の将来の看護需要に答えられないというのは、オール岡山の大問題だと思うのです。県北の市町村の対応だけでは十分ではないと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと要望いたします。以上です。